

# 第Ⅵ章 整備計画対象地のゾーニングと 各エリアの整備計画

## 1 節 整備計画対象地のゾーニング

本計画の整備計画対象地について、保存活用計画の地区区分をもとに、利活用方針などを踏まえて、以下のとおり（１）から（６）の６つのエリアにゾーニングする（図 9）。

### （１）正倉院エリア

A 1 地区（指定地）及び、A 1 地区内の市道（座光寺 22・23 号線）や北西端に接する市道（座光寺 4 号線）を含む範囲を「正倉院エリア」と呼ぶ。

当エリアは、正倉院を構成する正倉や南辺外周区画溝などの遺構が分布する地区と、その南辺外周区画溝より南側の地区とに細分する。前者は、来訪者がその配置・広がりなどを体感できるよう、建物復元展示や遺構表示などの整備を行う地区とし、「遺構表示ゾーン」と呼ぶ。後者は、子どもたちをはじめ様々な人が訪れて楽しんだり、学習・交流の活動を行ったりするなど、多様な利活用ができる場として整備を行う地区とし、「多目的広場ゾーン」と呼ぶ。

### （２）正倉院北側エリア

A 2 ・ A 3 地区（指定地）及び、市道 2 - 63 号（高岡河原線）より北東側の座光寺 16 号線やそこから分岐する市道（座光寺 17 号線・18 号線）を含む範囲を「正倉院北側エリア」と呼ぶ。

### （３）清水エリア

A 4 地区（指定地）及び、恒川清水から国道 153 号に抜ける市道（座光寺 20 号線）や恒川清水の南西脇を通る市道（座光寺 21 号線）を含む範囲を「清水エリア」と呼ぶ。

なお、当エリアは、エリア間連絡路を境に、恒川清水のある地区（「清水整備ゾーン」と呼ぶ）と、恒川清水の前面地区（「緑地ゾーン」と呼ぶ）に細分する。



恒川清水と恒川清水の前面地区

### （４）ガイダンスエリア

B 地区（指定地外）にあって、A 1 ・ A 4 地区に近く、官衙関連遺構が存在せず、且つ車でのアクセスが容易な場所であるガイダンス施設などの整備候補地及び隣接する市道（座光寺 19 号）を含む範囲を「ガイダンスエリア」と呼ぶ。

### (5) エリア間連絡路

清水エリアと正倉エリア・正倉院北側エリアを南北方向に抜ける市道（座光寺 16 号線）のうち、清水エリア内から正倉院エリア内にかけての道路敷きを「エリア間連絡路」と呼ぶ。



座光寺 16 号線

### (6) 古墳ひろばエリア

史跡恒川官衙遺跡に隣接する史跡高岡第 1 号古墳南西隅地区を「古墳ひろばエリア」と呼ぶ。座光寺地域でこれまで「史跡ひろば」と呼称してきた地区である。



史跡高岡第 1 号古墳と南西隅地区の広場

### (7) 周辺地域

前述の整備計画対象地の各エリアのほかに、指定地を除く恒川遺跡群、歴史的文化的な景観を保全あるいは育成する上で必要な恒川遺跡群の近接地区、さらには史跡高岡第 1 号古墳、元善光寺、県宝旧座光寺麻績学校校舎、県史跡南本城城跡、市天然記念物麻績の里舞台桜などの歴史・文化・自然資産が多数分布している地域を周辺地域と呼び、本整備計画の対象範囲に加える。

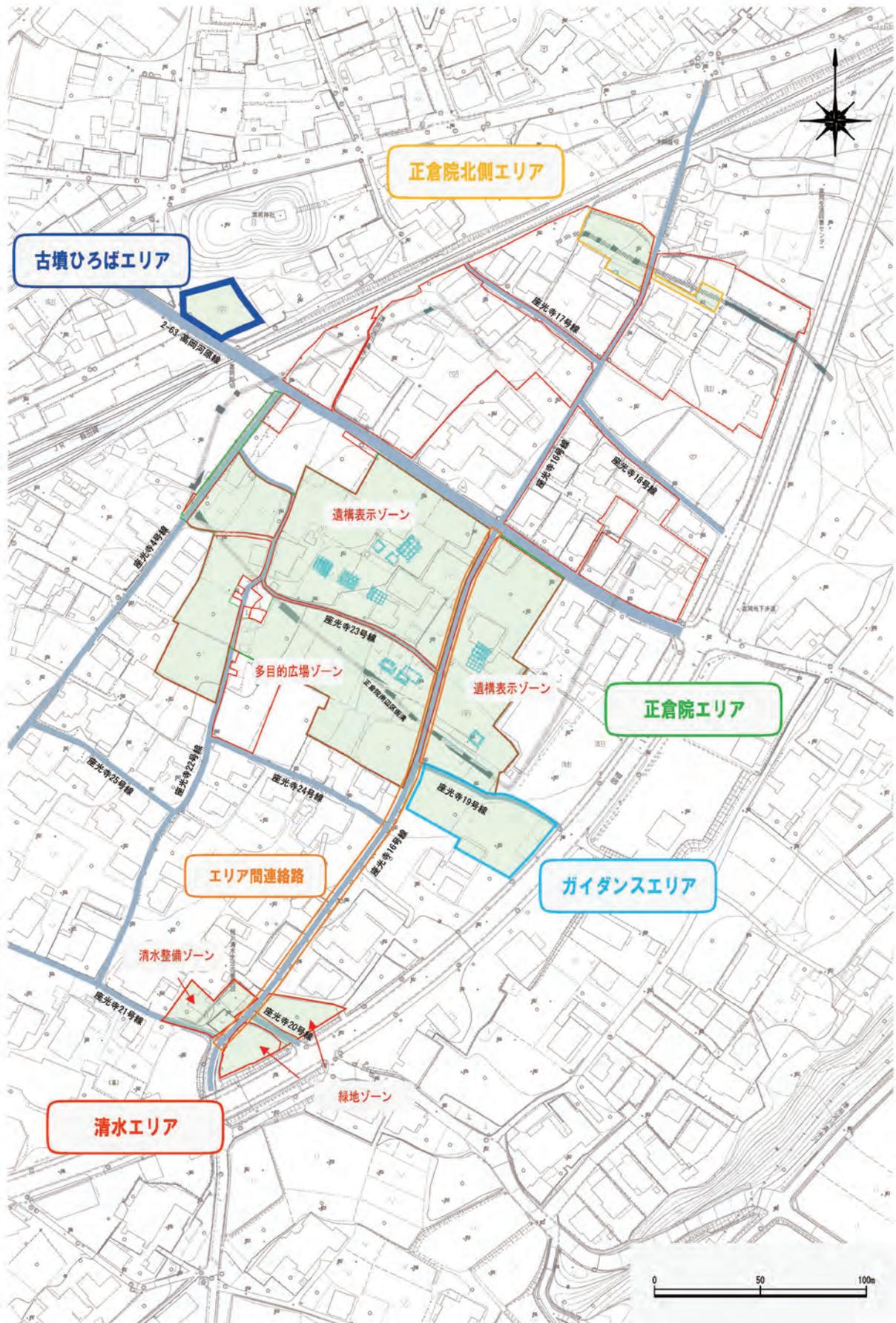


図9 整備計画対象地のゾーニング

## 2節 各エリアの整備計画

史跡整備は、公有地化や発掘調査・研究の進捗を考慮し、段階的に進める。なお、今後の発掘調査の成果などにより、必要に応じて整備計画の適切且つ柔軟な見直しを図るものとする。

### (1) 正倉院エリア (図17-1)

正倉院エリアについては、発掘調査や研究成果に基づき、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値の一つである正倉院を顕在化する整備を行い、公開活用していく。

#### ① 遺構表示ゾーン

このゾーンでは、発掘調査の成果に基づき、正倉や正倉院南辺外周区画溝などの遺構を表示し、地下遺構の存在を顕在化させる。そのうち、地下遺構の残存状況が良好で、且つ史跡恒川官衙遺跡の特徴を際立たせる中心的な正倉遺構について、史跡のモニュメントとなる施設として建物の復元展示を図る。そして、他の正倉遺構などは、その配置・規模などがわかるように半立体表示整備を行う。なお、今後の調査の成果により、異なる時期の遺構も表示する場合は、平面表示の手法を併用することも検討する。

また、正倉院についての理解を深めてもらうため、適所に説明板を設置し、さらに視覚的に理解を助ける方法の採用も検討する。

遺構の表示などに関する考え方は第Ⅶ章において示すが、専門的な見地からの検討を行い、来訪者が理解しやすく、且つ利活用や維持管理にも配慮した適切な整備手法を採用するものとする。

#### ② 多目的広場ゾーン

このゾーンは、地域住民や来訪者が、楽しんだり野外研修や行事などを行ったりするなど、多様な利活用ができるような広場として整備する。そして、ベンチ・四阿などの便益施設も適所に配置する。

なお、当ゾーン内の薬師堂及び墓地については、周囲に中木植栽を施し目立たなくするなどの修景を図る。

#### ③ 園路・歩道

正倉院エリア内は基本的に自由に周遊できるようにするが、顕在化し公開された遺構や復元建物を見学したり、史跡内を周遊したりする来訪者への便宜をはかるため、二つの園路を整備する。一つは、正倉院エリア内を東西方向に横断する園路で、もう一つは、遺構表示ゾーンから多目的広場ゾーンへ向かう南北方向の園路である。

東西方向の園路については、正倉院南辺外周区画溝に沿って並ぶ正倉列の北側に設けることとし、来訪者が復元・表示された正倉群を身近に見学する際の動線とするとともに、史跡の管理用道路としても利用する。

南北方向の園路は、座光寺22号線を活用し、多目的広場における行事などの際の管理用道路として利用するほか、多目的広場ゾーン内にある墓地に墓参する関係者の参道としても利用できるようにする。ただし、今後の発掘調査の結果によっては部分的な迂回なども検討する。

このほか、来訪者が安全に史跡内を周遊できるよう歩道の付設を図る。ただし、今後の発掘調査の結果によっては、迂回路の整備や部分的な歩行スペースの確保に留めることも検討する。

## (2) 正倉院北側エリア (図17-3)

正倉院北側エリアは、遺構の分布状況の把握が不十分であるため、まず保存目的の発掘調査によって情報の蓄積を図り、整備実施は将来に委ねる。

当面は、調査により確認された重要な遺構を確実に保存するとともに、公有地化した郡衙域北隅の2ヶ所で暫定的な整備を行う。2次調査及び90次調査で確認した郡衙北限溝の簡易な表示整備を行い、説明板やベンチなどを設置する。

## (3) 清水エリア (図17-2)

清水エリアは、律令祭祀の行われていた場所として史跡指定した地区であるが、その中心となる恒川清水は律令祭祀が行われなくなった後も座光寺地域のシンボリックな場所として保存継承されてきた。このような歴史的経過から、当エリアでは、今日まで継承されてきた水を湛えた恒川清水の景観を復元する整備に優先的に取り組む。

なお、当エリア内の市道(座光寺20号線・21号線)については、周辺住民が国道153号に抜ける際に使用する生活道路としての機能を維持させるものとするが、当該地が史跡公園内であることが分かるよう恒川清水の主要な構成要素である清水や石垣と調和した舗装路面への改良などを行う。

### ① 清水整備ゾーン

石垣で囲まれ水を湛えた清水として長年受け継がれてきた恒川清水の姿に整備する。さらに、史跡境界付近に植栽などを行い、周辺の構造物を目立たなくするなど清水の景観を良好なものとする修景を施す。また、必要に応じて現存する石碑や石垣を安全に維持管理する対策を行う。

なお、発掘調査の成果から推定される郡衙存続時の恒川清水の景観や祭祀などの様相については、説明板で説明することとする。

### ② 緑地ゾーン

清水と調和した景観を形成し、清水を眺める緑地空間として活用できるよう整備を行う。緑地空間の整備にあたっては、発掘調査により明らかになった当該時期の樹木の植栽を図るとともに、現状の樹木の活用も検討する。

また、四阿・水飲み場・ベンチなどの便益施設を、史跡景観に配慮し最小限度配置する。

## (4) ガイダンスエリア (図17-4)

ガイダンスエリアには、ガイダンス施設のほか、史跡見学者のための駐車場・駐輪場・トイレなどの便益施設も併せて整備する。また、周辺構造物などを目立たなくすることも考慮した植栽による修景を行うとともに、入り口に史跡への誘導を図る看板などを設置する。

ガイダンス施設は、説明パネル・出土遺物などの展示や映像などにより史跡恒川官衙遺跡の調査研究

成果やその価値をわかりやすく伝えるとともに、史跡恒川官衙遺跡及び周辺の歴史・文化資産の概要・価値・魅力を紹介する機能をも果たすものとする。このほか、体験学習の場、史跡の管理・活用の拠点としての機能も果たせるようにする。

施設の整備にあたっては、地下遺構の保存と史跡の景観に配慮した意匠・工法・構造を採用することとする。

なお、エリア内の市道（座光寺19号線）については、ガイダンス施設から清水エリアや正倉院エリアへと周遊する動線や史跡公園の管理用道路としての役割を果たす道路として位置づけ、ガイダンスエリアと一体的な整備を図る。

### （5）エリア間連絡路

エリア間連絡路は、清水エリアと正倉院エリア・正倉院北側エリアなどを繋ぐ主要動線と位置づけるが、現状で地域住民の生活道路として活用されていることから、史跡整備後も生活道路としての機能を維持するものとする。

そのため、史跡来訪者などの歩行の安全確保を考慮し、正倉院エリアや清水エリア、及びガイダンスエリア西端部においては、エリア間連絡路沿いに歩道若しくは待避所の整備などを検討する。

なお、路面整備にあたっては、清水エリアにおける路面改修と合わせた舗装路面への改良など史跡内の調和に配慮する。



道路整備の例（飯田市仲ノ町通り）

### （6）古墳ひろばエリア

整備基本計画では、古墳ひろばエリアは史跡恒川官衙遺跡や周辺の歴史・文化資産を巡る拠点の一つとして位置づける。

古墳ひろばエリアは、史跡高岡第1号古墳の周溝部にあたることから、このエリアの整備については、別途進める史跡飯田古墳群の整備事業と調整を図った上で実施する。

### （7）周辺地域

周辺地域においては、歴史・文化資産などについて、統一した仕様に基づいた標識・説明板・案内板などを設置するとともに、認知・誘導のための道標・標識などを国道などの主要動線の交差点に設置する。また、いくつかのモデル周遊コースを設定・整備し、所要時間や見所などを示した案内板なども適宜配置する。